

センターだより滋賀

滋賀県立精神保健福祉センター Tel 077-567-5010

Fax 077-566-5370

ひきこもり支援センター Tel 077-567-5058

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>

平成25年3月

第12号

センター開設 20周年 記念号

目 次

| | | | |
|------------------------|------|--------------------|----|
| 所長あいさつ | 1, 2 | 自殺・うつ対策 | 8 |
| 精神保健福祉センター20年の歴史 | 3 | 精神科救急 | 9 |
| ひきこもり対策 | 4, 5 | 前所長あいさつ・お知らせ | 10 |
| アディクション対策 | 6, 7 | | |



所長あいさつ

精神保健福祉センター開設20周年を迎えて

滋賀県立精神保健福祉センター 所長 苗村光廣(健康福祉部理事)

皆様には、日頃から当センターの事業や活動に、御理解、御協力、御鞭撻を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、当センターは、平成24年6月に、開設満20年を迎えました。当センターは、平成4年6月に、精神保健総合センターの地域保健部として、産声を上げ、県内における精神保健福祉行政の技術的拠点として位置づけられました。定員は、医師1名、保健師4名、事務1名、であり、医師の技術の次長が、地域保健部の部長を兼ね、精神保健福祉センター長としての役割を担いました。この部長は、桑原、渡辺、明神、波多野、辻本と続きました。また、精神保健総合センターは、精神保健福祉センター、ディケアセンター、県立精神病

院の3部門を一体的に整備し、有機的に運営することにより、県民の精神保健医療ニーズに総合的に応えることを目指してきました。

当初から、病院との連携の元、依存症対策事業として、相談指導等を行い、その後、家族交流会、従事者研修会、公開講座等を実施するとともに、県断酒同友会、びわこダルク、自死遺族の会（凧の会）等の自助組織等との相互協力も進めてきています。

平成5年に、こころの電話相談事業、平成11年に、ひきこもりの家族教室を開始しました。

平成14年には、国において、精神保健福祉センターが権限を行使する行政機関と位置づけられたことから、当センターは、精神保健医療審査会事務、精神保健福祉手帳の交付業務と精神障害者通院医療費公費負担の判定業務について、本庁から移管を受けました。

さらに、平成18年4月には、県立3病院の改革を進めるため、病院事業庁が設立され、その管轄下に、精神病院部門とディケアセンター部門が組み入れられ、精神保健福祉センターが独立しました。以後のセンター長は、波多野、辻、辻本、苗村と続いています。

平成18年には、自殺対策の推進のため、自死遺族支援のためのフォーラムを実施しました。その後、自殺対策事業では、シンポジウムの開催、自死遺族の支援、市町や医療の関係者等の研修等を行ってきています。また、同年には、こころのケア対策として、CIT(Crisis Intervention Team)事業も立ち上げました。

平成21年4月には、関係機関の協力の下、主に土日と夜間に措置事例や救急事例に迅速かつ効率的に対応するため、全県型の精神科救急情報センターを設置しました。自傷ケースへの対応が、課題ですが、システムとしては、ほぼ定着したものと考えています。

平成22年4月には、ひきこもり対策をさらに充実するため、ひきこもり支援センター（成人期対応）を立ち上げました。事業内容は、ひきこもり本人または家族等への相談支援・グループ形成、関係機関連絡調整会議の設置、リーフレットの作成等による情報発信、その他等を行い、実績を蓄積しつつあります。

平成23年には、滋賀県が、東日本大震災後の救護のため、県病院協会に医療救護班（「心のケアチーム」）の派遣を依頼し、3月31日より9月30日までの間、福島県の避難所等での相談・診療を実施しました。このチームに、日本精神科病院協会滋賀支部所属の私立病院や滋賀医大等の国立、公的病院、そして県立精神医療センターと当センター等が参加しました。また、当センターは、現地との調整等も、行いました。

現在、当センターは、精神保健福祉法第6条に規定する都道府県等に必置義務のある「精神保健福祉センター」であり、精神保健と精神障害者に係る中核的専門機関（総合技術センター）であると同時に一定の処分権限を持つ行政機関として存在しています。具体的には、地域精神保健福祉活動における、企画立案、保健所・市町村・関係機関・団体等への技術指導・技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、各種の相談業務、組織育成、社会復帰関連事業、こころのケア緊急支援、精神医療審査会事務局、自立支援医療および精神障害者保健福祉手帳の判定、措置入院を中心とした精神科救急システムの運営等の多岐にわたる業務を行っています。平成24年度の職員数は、医師2名、保健師5名、臨床心理士1名、精神保健福祉士4名、事務職3名と非常勤職員35名、保健所との兼任73名です。業務は、課題も残っていますが、概ね順調に進んでいます。職員の努力並びに関係者のご協力の賜ものと、感謝致します。なお、平成25年度には、自殺対策を強化するため、自殺予防情報センターを立ち上げる予定です。

最後に、当センターは、今後も、滋賀県における精神保健福祉活動の技術的拠点として、その役割を十分に果たしていきたいと考えています。関係者の皆様の、ご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



滋賀県立精神保健福祉センター20年の歴史

滋賀県では、地域精神保健福祉活動の展開の基本として、市町村保健師を含めた保健師活動の中で展開してきました。昭和40年の精神衛生法の改正で、保健所が地域における精神保健福祉に関する第一線の行政機関と位置づけられ、保健所が地域の拠点となり、関係機関と連携して活動を推進してきました。

精神保健福祉センターは、昭和40年の法改正で都道府県への設置が規定され、平成11年の法改正で必置となり、滋賀県では、保健所の活動をより効果的に推進させるために、平成4年に精神保健総合センターが設置されました。

一方、平成11年5月に改正された、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者の人権に配慮した保健福祉サービスの確保と医療確保のための援助、市町村を中心にした福祉施策の確立が、基本的な方向として示されました。

その後、平成15年には心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の成立、平成16年には発達障害者支援法の成立、平成17年には障害者自立支援法の成立、平成18年に自殺対策基本法の成立と、精神保健福祉が担う範囲が広がってきています。また、福祉、就労等の関係機関の種類や数も増加し、時代のニーズに応じたそれぞれの機関の機能や役割が求められています。

平成24年6月で精神保健福祉センターは丸20年が経過しました。そこで、あらためてこれまでの取り組みを振り返ってみたいと思います。特に、アディクション対策、ひきこもり対策、自殺対策、精神科救急については、後のページでもう少し詳しく述べますのでお読みいただけたら幸いです。

| 時期 | 年代 | 精神保健福祉センターの状況・取り組み等 | 国内・県内の動き | |
|--------|---------|---|---|---|
| 0期 | S41年 | 長年にわたる懸案事項とされてきた県立の精神病院、精神科デイケア施設が精神保健福祉センターを核に全国2番目の総合施設として誕生。 | 初めて県保健師が精神衛生相談員資格認定講習を受講 | |
| | S52年～ | | 精神保健福祉相談員資格取得講習会開催 | |
| | S55年～ | | 緊急医療確保対策事業 | |
| 1期 | a | H4年6月 | 精神保健総合センター開設 精神保健福祉センター部門業務開始 | H4年9月病院部門業務開始 |
| | | H4年10月 | 精神科デイ・ケア部門業務開始 | 当時のデイ・ケアは精神保健福祉センター組織でした。 |
| | | H5年4月 | こころの電話相談業務開始 | H7年の精神保健福祉手帳所持者は188人でしたが、H24年3月末では6,023人となっています。 |
| | b | | | H6年地域保健法 |
| | | H7年11月 | 精神障害者就労相談業務開始(～H14年度) | |
| | | H8年 | 職親調査 | |
| | | H9年4月 | H9年度83件だった、申請・通報等が、H23年度には169件と2倍になっています。 | 滋賀県精神科救急医療システム事業開始 |
| | | H9年6月 | | H9年6月滋賀県精神保健福祉協会発足 |
| | c | H11年 | ひきこもり家族教室開始 | 既に全国では45都道府県に協会が設置されていました。 |
| | | H14年 | 精神保健医療審査会事務、精神保健福祉手帳の交付と精神障害者通院医療費公費負担判定業務の移管 | 精神保健福祉センターは権限を行使する行政機関として位置づけられた。 |
| | 2期 | a | H18年4月 | 精神保健総合センターが、精神保健福祉センターと精神医療センターに組織改編 |
| H18年9月 | | | 自死遺族支援のためのフォーラムおよびシンポジウム開催 | |
| H19年 | | | | 自死遺族のつどい(凧の会おうみ)定例会開始 精神障害者退院促進事業(精神障害者地域移行支援事業)開始(～H23年度) |
| b | | H20年4月 | | 滋賀県職員として初の精神保健福祉士採用 |
| | | H21年4月～ | 精神科救急情報センター開設 | 当直室付きの新館ができました。 |
| | | H22年4月～ | ひきこもり支援センター(成人期)開設 | |
| | | H23年4月 | 東日本大震災におけるこころのケアチーム派遣 | 精神医療センター内に医療観察病棟設立準備室開設 アウトリーチ推進事業開始 |
| 3期 | H25年4月～ | | | |

分類した時期の解説

- 0期 : 開設前
- 1期 : 総合センターの時期(aは開設初期、bは社会復帰推進時期、cは権限を行使する行政機関と位置づけられた時期)
- 2期 : 精神保健福祉センターとして独立した時期(aは自殺対策開始時期、bは各種センター機能が付加された時期)
- 3期 : 今後

ひきこもり対策

県内の取り組みの歴史

平成 11 年度

当センターでひきこもり家族教室、家族交流会を開始しました。

平成 4 年度から当センターが開設し、思春期精神保健に関する個別相談を受け、不登校やひきこもりの相談が増えたことから・・・

平成 14 年度
～ 17 年度

甲賀保健所で「社会的ひきこもり対策事業」が行われました。

平成 15 年度

家族会『とまとの会』開始

現在は、自助グループとして活動

当センターで当事者の居場所として『仲間の会』を始めました。

平成 18 年度

保健所に専門相談窓口が設置されました。(高島、草津を除く)

平成 20 年度

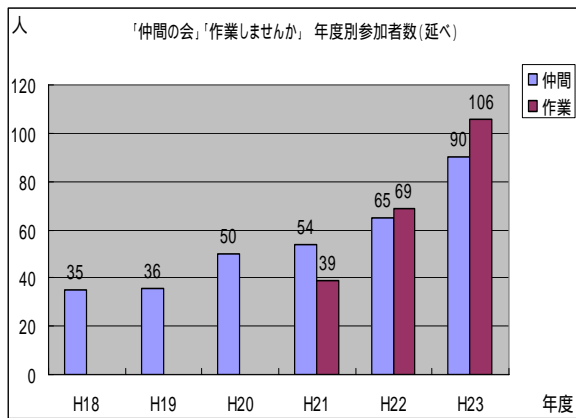
当センターで当事者の方対象に『作業しませんか』を開始しました。

畑と事務作業をしています。参加人数がだんだん増えてきています。

平成 22 年 4 月

ひきこもり支援センター開始

義務教育を終えた 15 歳以上を対象に成人期のひきこもり地域支援センターとして開設。



第2回ひきこもり対策連絡調整会議

平成25年1月17日(木)に5回目の『ひきこもり対策連絡調整会議』を開催しました。

今回は、ひきこもりの当事者への就労支援の活動の現状について共有し、支援の可能性について情報交換しました。医療、保健、福祉、労働、教育等様々な機関から50名の参加がありました。

守山市発達支援センター、東近江圏域働き・暮らし応援センター、滋賀県地域若者サポートステーションの就労支援の状況について報告していただきました。

2. 発達支援センター業務 & 当センターの特徴

相談支援

発達支援(療育)

就労(進路)支援

・就労(進路)支援、就労準備支援、定着支援

就労(進路)支援に関する検討会の開催 次面参照

進路交流会の開催(先輩とその保護者の話を聞く)

中学校別移行会議の開催と卒業後支援

・個別支援計画の作成と生涯支援

普及・啓発・研修

・高校訪問、大学訪問

・事業所訪問、出前講座

・研修会等の開催



- 守山市発達支援センターでは、発達障害の特性を熟知し、個々様々な特性を理解する。自己理解を進め、自己イメージを見直し、ジョブ・マッチング 自己選択・自己決定が適職探しと就労の継続となる の3点をポイントに就労支援を実施されています。
- 東近江圏域働き・暮らし応援センター Tekito-では、働くことを窓口に、来週、来年働いていることが目標でなく、10年後にぼちぼちええなあ、毎日おもしろいと思える生活、暮らしや働きができることを目指した就労支援を実施されています。

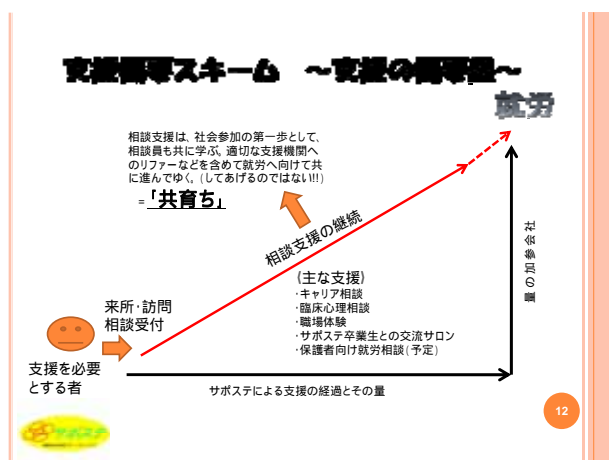
【働きたいの実現に向けて】

- ① 相談 / 働くことを窓口に生きていく事について共に考える。
- ② 企業の関わり方提案 (企業にしかできない応援) / 見る・知る・選択する。
ワークシェア・見学、体験、実習・・・
- ③ ステップアッププラン / 存在するものをアイテムに変えて活用する。
DC・作業所・通リハ・トライWORK・・・
- ④ 障害について / 障害を第一にしない応援。
- ⑤ 暮らしについて / 働く事は24hの中にある。
ひきこもり相談・多重債務相談・・・
- ⑥ ネットワーク支援 / 人生のプロセスが宝箱となるほんまもんの履歴書。

期的な支援が必要であるが、継続的な支援の難しさもある。中学校で不登校やその傾向が見られた子の卒業後の支援をどの様にしていくかが課題であるとの意見があり、少しずつ子どもの問題についていろんな機関が集まりやすく、連携しやすくなってきているようです。

- スーパーバイザーの山本先生からは、この会議等で顔の見える関係ができ、議論ができる状況になりつつある。今後は、市町単位でこのような会議で制度や仕組みをつくる協議会、県内では2市があるが今後、増えることが望まれるとお話がありました。
- 各機関で連携してひきこもり支援ができるように今後もよろしくをお願いします。

- 滋賀県地域若者サポートステーションは、滋賀県中小企業家同友会の経済団体が委託を受け、「誰もが働くことのできる」社会を目指して滋賀県全域で相談を実施されています。
- 関係機関の取り組み状況については、精神障害者の支援機関、少年センター、発達障害者支援センター、教育機関では、ひきこもりや不登校への支援をされています。その中で長



アクション対策

アクション講座(セミナー・家族交流会)を通して

平成19年度から平成24年度まで、家族を対象としたアクションの知識を学ぶ講座を開催してきました。

平成24年度からは、当事者・支援者も一緒にアルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する知識を学ぶセミナーと家族同士が様々な思いを話し合う家族交流会をそれぞれ隔月で開催しています。

セミナーに参加した当事者からは「(酒や薬物を)自分が止めれば、それで良いと思っていた。でも、家族には色々な思いがあることが分かった。」、家族や支援者からは「本人がなぜ止められないのかが分かった」などの感想をいただきました。

家族交流会では、参加者家族が共通してお話しされていたのは、家族はこれまで当事者が起こす問題に振り回されてきた経過があり、当事者が回復に繋がっても、また問題を繰り返すのではないかという不安を常に抱いていることでした。回復に向けて長年家族対応を学んでいる参加者からは、「家族の不安は消えることはない。でも、それを気にしていても問題は解決しない。むしろ、逆効果。問題の責任は本人の責任、私達家族は私達の人生を歩むために基本的な知識や対応を勉強し続けることが大切」また、「本人の問題に巻き込まれやすい家族がまずその悪循環から脱却すること、そのために本人の問題を肩代わりしないこと等」の話がありました。

アクション問題は本人、家族が地域から孤立しやすい特徴があるので、一人で抱え込まずに相談機関や自助グループに行くことが大切です。



アクション関連問題従事者研修会を開催しました

平成24年12月6日(木)と13日(木)に、草津市内にて、支援者を対象としたアクション関連問題従事者研修会を開催しました。今回の研修では、アルコールと薬物、ギャンブル等、アクション(依存症)全般に対する支援の基本的な対応を、講義形式にて学びました。また、かつてアクションを経験されて、今は回復している自助グループメンバー(当事者と家族)をお招きし、当時の体験を語っていただきました。

体験談を語っていただいた当事者のAさんからは、周囲に迷惑をかけていると思っていても飲酒が止められず孤立したこと、それでますます飲酒がひどくなったこと、治療に繋がり自助グループに通った時のこと、自身の体験を語ることが自身のアクションを止めていくモチベーションになることを話されました。同じく家族のBさんからは、問題が発覚した時のこと、離婚も考えるくらい追いつめられたこと、自助グループに初めて参加して苦しんでいるのは自分だけじゃないと知って仲間を見つけたこと、孤立から抜け出せたことを話されました。

各講義では、本人だけでなく家族支援が大切であること、発達障害など別の問題が背景にあり二次的な障害として引き起こされている可能性を話されて、一つの機関が抱え込まずに様々な関係機関が枠を越えて繋がること、包括的な視点で地域支援を行うことが大切であるとの助言がありました。

参加者からは、「家族支援が大切なことが分かった。」「どこかで、止められないことを本人の気合いの問題だと思っていました。知らず知らず説得、脅しをしていたように思います。」などの感想をいただきました。

< アディクション関連問題従事者研修会の内容 >

| | |
|--------------------------|--|
| 12月6日(木) 13:30~17:00 | 「アディクションって何? ~なぜ、やめたくてもやめられないのか~」 講師：西川 京子 氏 (新阿武山クリニック 精神保健福祉士) |
| | 「アルコール依存症って何?」 講師：柴崎 守和 氏 (県立精神医療センター 診療局長 精神科医) |
| | 「体験発表 (アルコール依存症の当事者と家族)」 発表者：滋賀県断酒同友会 |
| 12月13日(木) 10:00~16:00 | 「問題ギャンプリングって何?」 講師：辻本 哲士 氏 (県立精神保健福祉センター 副所長 精神科医) |
| | 「薬物関連問題の捉え方と回復支援のあり方」 講師：西村 直之 氏 〔 特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク 代表理事 精神科医 〕 |
| | 「『アディクト』の回復を地域で支える視点」 講師：西村 直之 氏 |

市民公開セミナー「アルコール依存と自殺問題」が開催されました

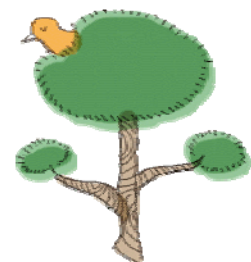


平成25年2月10日(日)、近江八幡市の男女共同参画センターにて、市民公開セミナー(滋賀県断酒同友会との共催)が開催され、約100名の方々に参加いただきました。

ひがし布施クリニック院長の辻本土郎先生より「アルコールと関連する自殺をなくすために」というテーマでご講演いただき、自殺者の21%がアルコールに関連した問題を抱えている現状や自助グループへ参加することで自殺のリスクは4分の1にまで減ることをお話しいただきました。

また、体験談として断酒会会員から、アルコール依存症になって周囲から孤立し、その苦しみから自殺未遂を起こしたことなどのお話がありました。

後半は、パネルディスカッションが行われ、断酒会、当センターの辻本副所長から、自殺とアルコール関連問題の調査統計をそれぞれの立場から発表されました。辻本副所長からは、「つらさや思い詰めている人に対して安易に説教・叱責・激励することはいけません。本人のつらさを本人のペースで聞くことが大切。周囲の人も何とか解決しようと抱え込まないことが大切」と周囲の基本的な対応についての話がありました。断酒会からも、「自分達も孤独を感じた。けど、断酒会で仲間を見つけた。一人で抱え込まないで欲しい。」とのメッセージが会場に送られました。



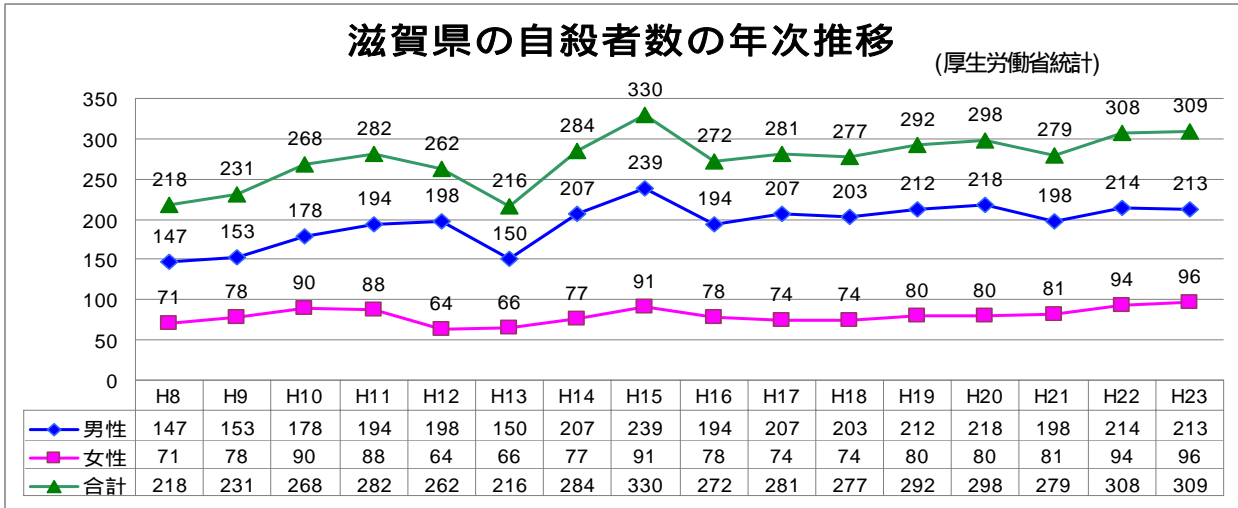
センター別館 室内風景

自殺・うつ対策



滋賀県の自殺者数の年次推移

滋賀県の自殺者数は、平成10年に増加し、平成13年は一時減少しましたが、以降、再び増加し、300名前後で高止まりの状態です。1人でも自殺者を減らすために様々な取り組みを行っています。



自殺予防対策の取り組み例

- 県民一人ひとりの気づきと見守りを促すための、研修や講演、パネルなどを用いた啓発
- 早期対応の中心的役割を果たすゲートキーパーを育成するための、養成講座の開催、地域への協力
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐための、実態調査やそれを受けての支援体制の検討
- 遺された人の苦痛をやわらげるための、滋賀県自死遺族の会「凧の会おうみ」の支援と協働
- 民間団体との連携の強化のための、滋賀断酒同友会との自殺予防セミナーの開催

滋賀県の取り組みの一部を報告します

平成24年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 報告



平成25年1月20日(日)に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修会」が滋賀県と社団法人滋賀県医師会の主催で開催されました。今回の研修では、かかりつけ医のための精神科教育プログラムであるPIPC (Psychiatry in Primary Care) について様々な映像や音楽を駆使し、わかりやすく、実践的で、そしてユーモアにあふれた講義が行われました。研修には、精神科医でない47名の一般科医師が参加され、様々なワークやロールプレイを通じて、PIPCについて学びました。

うつ病患者が、初診時に精神科や心療内科などの専門医を受診することは珍しく、多くの方はかかりつけ医や身体科専門医を受診されます。また、うつ病の症状の特性から、初期には身体症状を主に訴え、精神的疾患であることを自覚できないことも多い状況です。そのため地域のかかりつけ医が適切に対応することにより、うつ病を早期発見することができ、予後が大いに改善されることが期待されています。

今後、PIPCを学ばれた一般科医師の皆さまがそれぞれの地域で活躍されることでしょう。



前所長あいさつ

滋賀県立精神保健福祉センター 副所長 辻本 哲士

(県障害福祉課主席参事・精神医療センター医療観察病棟開設準備室主任部長)

滋賀県立精神保健福祉センターは、平成4年10月、滋賀県立精神保健総合センターの中に作られました。それまで滋賀県には県立精神病院もデイケアも精神保健センターもなかったため、総合的な施設として開設されました。病院部門は診療部、デイケア部門は社会復帰部、精神保健センター部門は地域保健部と呼ばれ、それぞれの部が協力・連携する組織でした。平成5年4月より、私は診療部の思春期グループに属し、診療をすることになりました。地域保健活動は、それまで私が勤務していた病院にはほとんどない職務で、「保健所に行つて何するの?」といった感じでした。保健婦さんと一緒に行動することでイロイロと学ばせていただき、事例検討、家族教室、講演、会議その他、様々な事業に参加しました。医療以外にも多種多様な支援があることを知り、医療の中でもそのような活動を活かすべく心掛けていました。時代とともに精神保健のありかたが変わり、また、県の組織の改変も合わさって、平成18年、精神保健総合センターは精神医療センターと精神保健福祉センターに分かれました。私は臨床医の立場を保ちつつ、主に地域保健の場で仕事をするようになりました。精神保健医療福祉のあり方が見直されている今日、精神保健福祉センターの役割はどんどん重要になってきています。平成21年に精神科救急情報センター、平成22年にひきこもり支援センターが所内に設置され、さらに自殺予防情報センターの開設準備も進んでいます。滋賀県の精神保健医療福祉が日本のモデルとなるよう、地域保健活動の中核として精神保健福祉センターが役割を果たせるよう、センター職員とともに努めていきたいと思つています。

お知らせ

滋賀県自死遺族の会「凧の会おうみ」定例会の場所が変わります

近江八幡市人権センターの閉鎖にともない、4月から会場を変更します

「凧の会おうみ」分かち合い定例会

日時：毎月第3土曜日 14:00～16:00(申込み不要)

会場：アクティ近江八幡(近江八幡市勤労者福祉センター)2階

(近江八幡市鷹飼町南四丁目4-5)前会場の隣の建物です

「凧の会おうみ」開催日程(前期)

平成25年4月20日(土)定例会

平成25年5月12日(日)特別企画“親を自死で亡くした方が対象”

平成25年5月18日(土)定例会

平成25年6月15日(土)定例会

平成25年7月20日(土)定例会 *会場未定

平成25年8月17日(土)定例会

(7月以外、会場は全てアクティ近江八幡)サテライト企画もあります。

詳しくは、ホームページ:「凧の会」で検索 <http://heartland.geocities.jp/naginokai/>

問い合わせ先:滋賀県立精神保健福祉センター 電話 077-567-5010

